

依存問題への多岐に渡る取組みには高い評価も 「定義」自体の変化で依存症疑い率は過剰カウントに WHOの疾病分類「ICD-11」でギャンブリング障害の必須条件が厳格化

14項目に渡る業界の取組み 有識者会議も高く評価

ギャンブル等依存症対策基本法に基づいて設置された関係者会議が6月16日、都内で開催され、同会議に関係事業者委員として出席する全日遊連の阿部恭久理事長が、政府の基本計画ができてからの3年間の取組み内容について報告を行った。

この中で阿部理事長は、業界の取組みとして行っている全14項目に渡る実施内容の概要を説明。その説明は駆け足で行われ、公営競技などと比べて取組み項目自体が多く、さらにそれぞれの事柄が枝分かれする業界の依存対策の全体ボリュームの大きさをあらためて示した。

この14項目については、業界の取組みへの評価、提言を行う第三者機関、パチンコ・パチスロ産業依存問題有識者会議（座長・總山哲弁護士）が8月1日、業界からの諮問に対する

答申をまとめ、パチンコ・パチスロ産業21世紀会に提出している。

答申のまとめで有識者会議は、2021年度はコロナ禍に加えて改正遊技機規則の経過措置期間の最終年度となったことで、一段と厳しい経営環境にあつたにもかかわらず、一連の取組みを推進してきた関係者の尽力を高く評価。これに敬意を示す一方で、整いつつある制度や仕組みの実効性をいかに高めていくかが今後の課題だとした。中でも、アドバイザー制度のフォロアアップ策として始めたメルマガの登録者数が少ないことを指摘し、「業界の隅々にまで定着すると、相当な実効性が期待されることから、登録率向上の取組みを進めてほしい」と提言した。

また、今年3月に閣議決定された政府の改訂基本計画で、自己申告・家族申告プログラムについて同一法人の場合は系列店の一斉申告を可能とする手続きガイドなど、新たな課題

【多岐に渡る業界の依存対策】

- リカバリーサポート・ネットワークの相談体制の強化及び機能拡充のための支援
- 「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」制度の充実
- 依存防止を啓発する広告・宣伝を推進するための全国的な指針の策定
- 18歳未満立入禁止対応の徹底
- 普及啓発の推進
- 自己申告・家族申告プログラムの普及と改善
- 営業所のATM及びデビットカードシステムの撤去等
- 依存問題の予防と解決に取り組む民間団体等に対する経済的支援の実施
- 都道府県選定「依存症専門医療機関」の広報協力
- 第三者機関「パチンコ・パチスロ産業依存対策有識者会議」からの評価・提言に基づく依存防止対策の見直しと改善
- 「一般社団法人遊技産業健全化推進機構」による依存防止対策実施状況調査の実施
- 各地域の包括的な連携協力体制への参画
- リカバリーサポート・ネットワークの相談データの分析等による相談者の実態把握
- 出玉規制を強化した遊技機の普及、出玉情報等を容易に確認できる遊技機の開発・導入

が示されたことに触れ、「これまで業界は諸課題に一つずつ真摯に対応し、依存問題対策を強化してきた。2022年度も同様の基本姿勢で、さらなる対策に取り組んでほしい」としている。

有識者会議の答申は今回で3年目となるが、答申では一貫して業界の取組み姿勢が高い評価を行っている。一方で、同会議がその最初から21世紀会に

対して求めているのが、それぞれの取組みにおける「周知」の重要性だ。

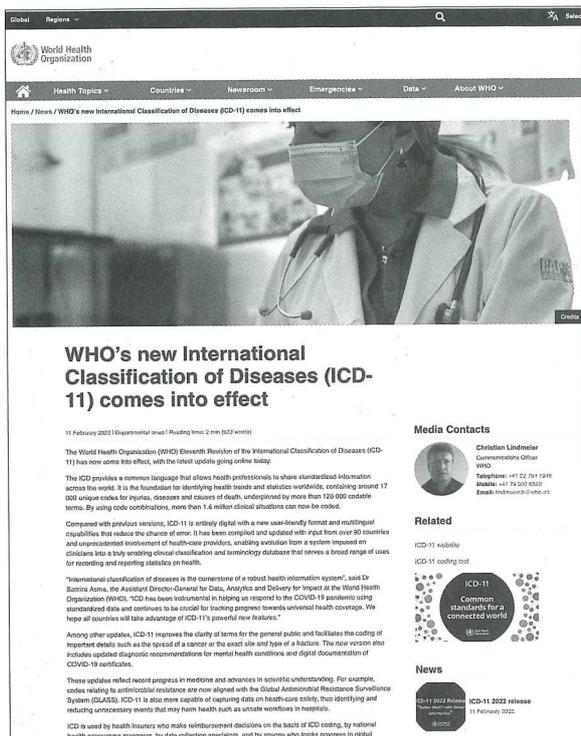
今回の答申でも、業界の1年の取組みを対外的にアピールする場合はプレスリリースを活用するのも一策だとし、「情報発信にあたっては、常に目的を意識してほしい」とした。いわば、せっかく真摯に取り組んでいるのだから、これを周知することで効果をより高めるべきという提言である。

ギャンブル依存の定義が改訂 求められる問題点や課題の整理

この有識者会議の提言に限らず、依存問題への業界の取組み内容そのものについては、外部から大きな問題点を指摘されることなく、この3年間が経過した。しかしその一方で、業界景気の悪化傾向の少なからずが、この依存問題対策に起因しているという考えを持つ関係者は多い。14項目の取組み内容にはないが、遊技機規則の改正によって射幸性の低下を余儀なくされたことへの不満と、経過措置期間内に新規機への入れ替えをせざるを得なかった設備投資負担の重さがその背景

にあることは間違いない。

さらにいえば、一連の規制強化の背景に、「パチンコ依存536万人報道」に代表される一般メディアの偏向報道があると考える関係者も多い。特に、その後における各所の調査、研究ではギャンブル障害、遊技障害の疑い率はそれまでより遥かに小さい数字が示されており、一連の遊技機の撤去も含めた規制が過剰なものだったのでないかという印象につながっている。こうした状況に加え、ここにきて、これまでのパチンコ・パチスロにおける「ギャンブル障害」の疑い率は、もともとが過剰なカウントだったという認識が広まりつつある。世界保健機



今年2月に発表されたWHOのニュースリリース。国際疾病分類が改訂され、ギャンブル障害の必須条件が厳格化された。ただし、正式な翻訳はまだなされおらず、政府がこれをもとにした各種疾病の分類を整理するのはまだまだ先だという指摘もある。

関（WHO）が国際的な疾病分類である「ICD」を約30年ぶりに改訂し、「ギャンブル障害」の定義そのものを変えてきたからだ。

最新の第11版「ICD-11」では、これまで「ギャンブル障害」としてきた状態を厳格化させ、「コントロール障害」「ギャンブルの最優先」「否定的な結果にも関わらず継続拡大」といった3つの要件を満たし、重大な障害や苦痛が生じていることを必須の条件とした。また、「ギャンブル障害」とは別に疾病や障害ではないレベルの「危険なギャンブル」を設定。「健康状態または医療サービスとの接触到影響を及ぼす要因」のひとつとされ、「ギャンブル障害」との区別が求められた。

日遊協の理事も務める公立諏訪東京理科大の篠原菊紀氏は、「これまでマスコミなどでも取り上げられてきた依存症疑い率は、この『危険なギャンブル』疑い率とみるべき」とし、「536万人報道」の元となり、関係者から疑問が持たれている久里浜医療センターの報告に限らず、篠原氏らのグループで行った調査、さらにいえば社会でよく目にするようになったギャンブル依存のチェックリストも含め、そのすべてが過剰なカウントになることを指摘している。篠原氏の一連の指

摘は業界内の共通認識として急速に広まっており、余暇進が勉強会に講師として同氏を招いたほか、全日遊連の先の全国理事会でも関連資料を配付。これに接した関係者にとっては、一連の規制が過剰なものだったという印象をますます強めている。

一方で、先にも触れた通り、21世紀会が中心となって行う依存問題への取組みは、そうした規制とは別に粛々と行ってきたものだ。関係者の評価も高く、取組みの強化、継続が求められる案件であることは間違いない。というよりも、「ギャンブル障害」の疑い率が下がろうと、現実問題として依存で苦しんでいる人たちがいることに對し、産業としてのケアやフォローが求められるのは当然だろう。

さらにいえば、射幸性の低減が図られた遊技機規則の改正でも、ここにきて遊技機のポテンシャルの回復が進んでいるものの、ホールの疲弊はなおも進行し、ホール数の減少傾向に歯止めがかからない現実も重い。

そう考えると、今の業の疲弊の要因を依存問題対応に押し付けるわけにもいかないことは間違いなく、依存問題を切り離れた適度な射幸性の模索など、産業が置かれている現状を冷静に分析し、問題点を整理する必要性に迫られている印象が拭えない。